

令和6年3月会議

一般質問 参考資料

松岡 宏行 議員

今年度から消防団員の報酬が個人の口座に振込まれることになったが、結局、全額分団に渡さなければならぬのはなぜか？個人に振込む意味はあるのか？今までの団員報酬も全て分団のものだし、会計報告もないので何に使われているのか不明。消防団員としてのメリットがないように思う。結構、会議や集合することも多く、本業にも支障があるのにこのままではいけないと思う。報酬は個人のものにするべき。

※かつらぎ町長期総合計画策定に係るかつらぎ町まちづくりアンケート調査結果報告書の「問23 最後に、これからのかつらぎ町のまちづくりについて、ご意見・アイデアなどがございましたら、どのようなことでも結構ですので、ご自由にお書きください」より抜粋

消防団員の報酬 8つの市と町が国の求めに応じず直接支給せず

03月24日 10時14分

地域の消防団員に支払われる報酬について、国が団員個人に直接支給するよう求めているにもかかわらず、県内の8つの市と町が、現在も消防団に支払っていることがNHKのまとめで分かりました。

総務省消防庁は減り続けている消防団員を確保しようと、団員の処遇の改善を進めていて、おとし4月に1年を通して支払われる「年額報酬」は36500円、災害などで団員が出動の際の報酬の標準額を1日あたり8000円に引き上げることや、報酬は各自治体から団員に直接支給することを求める通知を出しました。

これについてNHKが県内の自治体に問い合わせたところ、報酬については若桜町と大山町を除くすべての自治体が、すでに標準額以上の報酬を支払っているか、新年度予算案が可決されれば4月から標準額以上に引き上げると回答しました。

一方報酬の支払い方法については、倉吉市や米子市など8つの市と町が、国の通知に応じず消防団に支払っていると答えました。

その理由について各自治体は、団員への報酬を消防団の運営費に充てていて、これまで通りにしてほしいと要望があったとか、活動実態のない団員に報酬が支払われることを防ぐためなどと説明しています。

消防庁地域防災室は「報酬が団員に確実に支払われることで、士気の向上につながる。国としても引き続き直接支給の徹底を図りたい」と話しています。

※HP「NHK HOMUWEB 鳥取」より

各都道府県消防防災主管部局長 殿

消防庁国民保護・防災部地域防災室長

消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて

総務省消防庁では、消防団員の確保に向け、「消防団員の報酬等の基準」（令和3年4月13日付け消防庁長官通知。以下「基準」という。）を策定し、地方公共団体と連携しながら消防団員の処遇改善に取り組んでいるところです。この基準には、報酬等の団員個人への直接支給もその内容に含まれているところであり、「消防団員の処遇改善に係る対応状況調査の結果等について」（令和4年4月28日付け消防庁国民保護・防災部地域防災室長通知）において、消防団や分団の運営に必要な公務上の経費に充てるため、一旦団員個人へ直接支給された報酬の全部又は一部を消防団や分団に支払うよう求めるようなことは、その趣旨を逸脱するものであり、早急に是正するよう通知したところです。

報酬等の団員個人への直接支給が未対応の市町村（消防団を所管する一部事務組合及び広域連合を含む。）においては、是正に向けた取組みを進めていただいているものと承知していますが、この点に関して、改めて言うまでもなく、消防団の幹部が、団員の預金通帳・キャッシュカード・届出印等（以下「通帳等」という。）を預かり、預金を引き出す行為は、基準の趣旨を大きく逸脱するものです。

各市区町村におかれましては、管内の消防団でこうした行為が行われていないか確認いただき、万が一こうした行為を把握した場合には、直ちに是正していただきますようお願いいたします。なお、こうした行為のうち、他人になりすまして銀行等との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けることを目的として通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受ける行為については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第28条第1項の規定に抵触するおそれがあるものですので、申し添えます。

さらに、消防団における懇親会の会費等を目的とした集金については、消防団の運営は団員の総意に基づいて行われるべきものであり、まずは団員全体で議論していただくようお願いいたします。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を把握の上、域内の市区町村に対して、本通知を周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

【連絡先】

総務省消防庁国民保護・防災部地域防災室

青野、高田、野崎、早川

TEL: 03-5253-7561

E-mail: syobodan@ml.soumu.go.jp

総務省消防庁ホームページより

(危機管理課)

消防団への支出額変遷資料

22,681 千円

5,469 千円 の増額

28,150 千円

～令和3年度予算※消防団へ支出		令和4年度予算		
科目	予算額	科目	説明	予算額
報酬	11,947 千円	報酬 ※個人へ	報酬	17,443 千円
報償費	2,558 千円			
食糧費	716 千円	旅費 ※個人へ	費用弁償	5,707 千円
委託料	7,460 千円	補助金 ※団へ	運営補助金 ポンプ操法訓練補助金	2,200 千円 2,800 千円
小型動力ポンプ・小型動力ポンプ積載車維持委託料	4,080 千円			※すべての消防車両と小型動力ポンプの修繕費、燃料費については、町予算で支出

※取り組み例

(報酬)

- ・団員報酬の増額 25,000円→36,500円(11,500円増額)

(旅費)

- ・費用弁償の創設 災害等に対する活動に対し、1日につき1,000円を支給

○かつらぎ町消防団運営補助金交付要綱

令和4年3月10日

告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、かつらぎ町消防団の設置等に関する条例(昭和50年かつらぎ町条例第32号)に基づき設置したかつらぎ町消防団(以下「消防団」という。)の円滑な運営を図り、もって町民の生命及び財産等の保護に資するため、消防団が日常の活動に要する経費に対して、町が予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、かつらぎ町補助金等交付規則(平成9年かつらぎ町規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、かつらぎ町消防団規則(昭和42年かつらぎ町規則第3号)第3条第1号に定める団長及び同条第3号に定める分団長(以下「代表者」という。)とする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付対象経費は、消防団が実施する活動に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 火災、水害、地震及び捜索等の出動時に係る経費
- (2) 消防団の運営及び活動に係る経費
- (3) 消防施設等の維持に係る経費
- (4) ポンプ操法訓練に係る経費

(補助金の額)

第4条 この補助金の額は、前条に定める補助対象経費に対して予算の範囲内で定める額を上限とする。

※以下削除

市川市公共施設における受動喫煙防止対策（指針）

1 目的

この指針は、健康増進法（平成14年8月2日公布法律第103号）と健康増進法の一部を改正する法律（平成30年7月25日公布法律第78号。以下「改正法」という）に規定される受動喫煙防止対策に基づき、市民および市川市公共施設の利用者が受動喫煙によって健康被害を受けることを防ぐために定めるものである。

2 改正法の趣旨

(1) 「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

(2) 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について受動喫煙防止対策を一層徹底する。

(3) 施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

3 用語の定義

(1) 公共施設

市が行政目的で設置し、市民が出入りし、または利用する施設（建物に限る）

(2) 受動喫煙

人が他人の喫煙により、たばこから発生した煙を吸うこと。

(3) 施設管理権原者

受動喫煙を防止するための施設の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者。

4 市川市の基本的な考え方

市川市は、受動喫煙によっておきる健康被害を考慮し、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙防止に関する意識の啓発、受動喫煙防止に必要な環境の整備、その他、受動喫煙防止のための措置を総合的かつ効果的に推進する。特に、多数の者が利用する市内の公共施設においては、敷地内全面禁煙とする。

5 市内の公共施設における受動喫煙防止対策

屋内の喫煙所の設置は不可とする。また、屋内の全ての場所に加えて、敷地内の屋外の場所も禁煙とする。

6 施設管理権原者の責務

市内の公共施設の施設管理権原者は以下の責務があることを自認し、望まない受動喫煙を防止するため、必要な措置を講じること。

(1) 禁煙とされる場所に喫煙専用器具及び設備（灰皿・スモークテーブル等）を利用可能な状態で設置しない。

(2) 禁煙とされる場所で喫煙している者（喫煙しようとする者）に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求める。

7 実施時期

(1) この指針は2020年4月1日から適用する。

(2) この指針は施設の条件や社会状況の変化などを踏まえ適宜見直しを行うものとする。

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の管理に権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
 - ・病院、診療所
 - ・行政機関の庁舎 等
- ①

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

④

2019年
7月1日
施行

上記以外の施設*
第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道
- ・国会、裁判所 等

*個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

③

【経過措置】⑦

既存の経営規模の
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択



○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能

喫煙可能(※)



※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、

- ア 喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ ⑥
- イ 客・従業員ともに 20歳未満は立ち入れない

経営判断等

室外への煙の流出防止措置 ⑤

2020年
4月1日
施行

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

○ 施設内で喫煙可能(※)

喫煙目的施設

- ・喫煙を主目的とする施設
 - ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
 - ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・公衆喫煙所
- ②

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。

子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年
1月24日
施行 3

屋外や家庭など

公共施設の敷地内禁煙

公共施設は子どもから高齢者、妊婦、病気、障がいを持つ人など不特定多数の人が利用します。タバコを吸う人、吸わない人への健康影響を防ぐために、多治見市ではさまざまな禁煙・分煙化の推進を行ってきました。

平成15年5月31日の世界禁煙デーから、市庁舎・公民館等市の公共施設を館内禁煙としました。平成16年4月1日から、園・学校を敷地内禁煙としました。

平成19年10月1日から、多治見駅周辺を路上禁煙地区としました。

平成22年10月1日から、市内の公共施設を敷地内禁煙としました。

令和2年4月1日、「多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例」を制定し、公園・屋外体育施設・霊園等を含めた市の公共施設を敷地内禁煙としました。

敷地内禁煙とは

単に施設の中だけでなく、その施設が建っている敷地内のすべてを指します。従って、施設の敷地にある駐車場や広場、通路などすべてが対象となります。

公共施設敷地内禁煙に至った背景

健康増進法第25条受動喫煙の防止・・・「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」

- たじみ健康ハッピープラン・・・市民の健康増進を進める計画「たじみ健康ハッピープラン」で、3本柱の一つとして喫煙対策を推進しています。
- 平成22年2月25日付け厚生労働省健康局長通知

「体育館、集会場、官公庁施設など、公共的な空間については、受動喫煙防止のため全面禁煙が望ましい。（要約）」

- 平成22年10月1日から公共施設敷地内禁煙を実施
- 令和2年4月1日健康増進法改正

基本的な考え方

1. 「望まない受動喫煙」をなくす
 2. 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
 3. 施設の類型・場所ごとに対策を実施
- 令和2年4月1日『多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例』制定

※多治見市HPより

6. その他

調査の詳細については、「令和2年度喫煙環境に関する実態調査の概要」を参照のこと。

II. 結果の概要

第1部 令和2年度調査の結果

1. 学校、児童福祉施設、行政機関等（第一種施設）の喫煙環境

改正法が全面施行された令和2年12月時点で、第一種施設のうち、火をつけて喫煙するたばこ、加熱式たばこの敷地内全面禁煙について、施設種別でみると、「幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校」が94.5%と最も高かった（第1表）。

改正法では、第一種施設の場合、敷地内禁煙としているが、この第一種施設の屋外の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所を喫煙場所（以下「特定屋外喫煙場所」という。）とすることができるとしている。敷地内全面禁煙にしていないと回答した施設のうち、特定屋外喫煙場所を設置していると回答した割合は「行政機関」の95.2%が最も高く、次いで「専修学校、各種学校、職業・教育支援施設」が91.3%だった。

なお、令和2年度は「医療施設静態調査」実施年であることから、第一種施設票の調査対象から、病院、一般診療所及び歯科診療所を除外したため、全体の結果は示していない。

第1表 第一種施設の喫煙環境

単位：%

	敷地内全面禁煙状況		
	禁煙にしている	禁煙にしていない (うち、特定屋外喫煙場所を設置している割合)	不明
全体	…	…	…
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	94.5	5.5 (50.0)	—
専修学校、各種学校、職業・教育支援施設	70.9	29.1 (91.3)	—
大学院を除く高等教育機関(大学、短期大学)	60.4	39.6 (85.7)	—
病院、一般診療所、歯科診療所	…	…	…
助産所、療術施設(あんま、はり、きゅう、柔道整復等)、介護老人保健施設	86.5	10.8 (37.5)	2.7
児童福祉施設(保育所等)	83.9	14.3 (50.0)	1.8
行政機関	66.1	33.9 (95.2)	—

※ 「医療施設静態調査」実施年のため、第一種施設票の調査対象から、病院、一般診療所、歯科診療所を除外

「…」数値が得られないもの

「—」皆無又は該当数値のないもの

※厚労省 R2 喫煙環境に関する実態調査結果より